

下記の業務委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和4年9月6日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

ふじのくに茶の都ミュージアム副館長 渥美 敏行

2 担当部局

〒428-0034 静岡県島田市金谷富士見町3053番2

ふじのくに茶の都ミュージアム企画総務課

電話番号 0547-46-5588

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

ふ茶第32号

(2) 業務名

令和4年度～令和5年度 ふじのくに茶の都ミュージアム清掃等管理業務委託

(3) 業務場所

静岡県島田市金谷富士見町3053番2 ふじのくに茶の都ミュージアム

(4) 業務概要

ア 清掃業務

(ア) 日常清掃等

(イ) 定期清掃

イ 建築物環境衛生管理業務

(ア) 空気環境測定

(イ) ねずみ等の調査及び防除

ウ 建築設備保守管理業務

(ア) 冷温水発生機のシーズンIN点検及び冷却水等の水質検査

(イ) エアハンドリングユニットの点検

(ウ) 空調機のフィルター清掃

(5) 業務期間

令和4年10月1日から令和5年9月30日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出期限から落札決定までの期間に庁舎等管理業務競争入札参加資格停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始

の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 事業協同組合、企業組合、協業組合、官公需適格組合その他の組合が参加する場合にあっては、当該組合の組合員でないこと。

(6) 静岡県内に本社がある者であること。

(7) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格のうち、営業種目2清掃、4設備保守管理の細目1空気環境測定、細目16空気調和機、細目18冷却塔、細目20冷温水発生機及び5ねずみ・昆虫等防除を有している者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(8) 平成28年4月1日以降に建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物に該当する施設において下記に掲げる業務を1年以上継続して受託した実績がある者又はふじのくに茶の都ミュージアムの清掃等管理業務を受託した実績がある者であること。

ア 清掃業務

イ 建築物環境衛生管理業務

(9) 下記に掲げる者を配置できる者であること。ただし、下記ア～ウについては、入札参加資格申請書等の提出期限以前に3か月以上の雇用関係がある者であること。

なお、下記イ以外は兼務することができる。

ア 清掃業務における品質管理責任者(清掃業務について連絡及び調整や清掃品質確保に係る業務を行う者。)(1名)

3(4)アに掲げる清掃業務について、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項に規定する技能検定であってビルクリーニングの職種(等級の区分が1級のものに限る。)に係るものに合格した者(平成28年3月以前にビルクリーニング職種に係る技能検定に合格した者及び昭和57年に廃止されたビルクリーニング技士も含む。)又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律

(昭和 45 年法律第 20 号) 第 7 条第 1 項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、清掃業務における業務経験が 3 年以上 (自社での実績に限定しない。) ある者 (常駐を要しない。)

イ 3 (4) ア (7) に掲げる日常清掃等について、下記に掲げる者

(7) 清掃業務の内、日常清掃に係る専任作業責任者 (日常清掃業務に主に従事する者。) (1 名)

清掃業務における業務経験が 1 年以上あり (自社での実績に限定しない。) 週 3 日以上業務に従事できる者

(4) 清掃業務の内、日常清掃に係る専任作業副責任者 (専任作業責任者の業務代理者。) (1 名)

清掃業務における業務経験が 1 年以上あり (自社での実績に限定しない。) 専任作業責任者が不在のときに業務に従事できる者

ウ 建築物環境衛生管理業務における建築物環境衛生管理技術者 (1 名)

3 (4) イ に掲げる建築物環境衛生管理業務について、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者 (常駐を要しない。)

エ その他各業務に従事する者について、各種法令等で定められた必要な資格を有し又は講習を受講した者

5 入札関係書類の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和 4 年 9 月 13 日 (火) までの午前 9 時から午後 5 時まで。

(2) 配布場所

ふじのくに茶の都ミュージアムホームページで配付する。

URL <https://tea-museum.jp>

(3) 配布方法

無料で配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

(1) 本入札の参加希望者は、次により入札参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び入札参加資格確認資料 (以下「資料」という。) を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格を認められなかった者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間

公告の日から令和 4 年 9 月 13 日 (火) までの午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、最終日は午後 3 時までとする。

イ 提出先

上記 2 に同じ。

ウ その他

申請書及び資料は各 1 部とし、長 3 号封筒 (簡易書留料金を含む切手 404 円分貼付) を添えて提出先に持参又は郵送 (書留又は簡易書留に限る。) すること。電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年9月16日（金）までに通知する。

(3) 提出資料は、次によるものとする。

ア 入札参加資格確認申請書（別記様式1）

イ 業務実績等に関する調書（別記様式2）

ウ 配置予定者に関する調書（別記様式3）

エ 上記ア～ウの記載内容を証する書類

(4) 本入札に疑義がある場合の質問については、令和4年9月13日（火）午後5時までに、メール（chamuseum-kikaku@pref.shizuoka.lg.jp）またはファックス（0547-46-5007）あてに質問書を送付すること。質問書の様式は問わない。

上記に対する回答は、令和4年9月16日（金）午後5時までに、メールまたはファックスで回答する。

(5) その他

ア 申請書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は公表しない。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和4年9月22日（木）午前10時30分

(2) 入札の場所

島田市金谷富士見町3053番2

ふじのくに茶の都ミュージアム博物館1階多目的ホール

(3) 入札方法

ア 入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 総価による。落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

ウ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

カ 入札執行回数は2回を限度とする。

キ 開札は入札後に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札及び庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約入札心得(以下「入札心得」という。)において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、確認の後、庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けて入札時点において入札参加停止期間中である者等、入札時点において上記4に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 本契約は長期継続契約とする。
- (4) 入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (5) 落札者は、落札後速やかに別途指示する請負代金内訳書を提出すること。